

社会福祉法人緑和会

役員及び評議員の報酬費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑和会(以下「この法人」という。)の定款第8条、第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償について規定するものである。

(範囲)

第2条 この規程では、次の事項について定める。

- (1) 役員報酬
- (2) 評議員報酬
- (3) 費用弁償

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

(役員、評議員報酬)

第4条 理事長及び理事の報酬の額は別表(1)のとおりとし、支払日は職員給与日と同日とする。

- 2 監事の報酬は監事が定款18条により監査を行ったときは別表(1)のとおりとする。但し、理事会に出席したときの報酬は別表(1)の理事に準ずるものとする。
- 3 評議員の報酬の額は別表(1)のとおりとする。

(費用弁償)

第5条 役員、評議員が次の各号に定める職務のため出張するときは、費用弁償として旅費を支給する。

- (1) 法人の開催する講習会、研修会等
 - (2) その他理事が認める事項
- 2 費用弁償は、法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

附則

この規程は、平成29年 4月 1日施行する
平成30年 6月 1日一部改正

別表(1)

	役 職	金 額	備 考
役 員 報 酬	理事長	300,000円	1月につき
	理 事	12,000円/1回	理事会出席1回につき
	監 事	30,000円/1日	監事監査1日につき
評 議 員 報 酬	評議員	12,000円/1回	評議員会出席1回につき